平成２３年（フ）第１４１３３号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目35―14　レオパレス吉祥寺第２―203
債務者　中村　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１６６号
東京都国立市北３丁目２－１－４―604
債務者　渡邊　俊彦
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１６７号
東京都江戸川区興宮町31―３
債務者　井上　敏子（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１６８号
東京都練馬区石神井町４丁目６－４―202
債務者　島田　壽美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１６９号
東京都江東区大島６丁目１－１―1112
債務者　金井　良雄
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７０号
東京都練馬区練馬４丁目２－７―202
債務者　飯島　大樹
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７３号
東京都中野区弥生町５丁目16―21―102
債務者　林　　靖子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７４号
東京都中野区弥生町４丁目26―８　中野弥生町マンション４Ｂ
債務者　森　　朋恵
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７５号
東京都江東区亀戸６丁目38―１―303
債務者　松石　智子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７６号
埼玉県加須市花崎北１丁目19―４―402
債務者　佐藤　正文
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７７号
埼玉県加須市花崎北１丁目19―４―402
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１７８号
千葉県流山市三輪野山４丁目12―28
債務者　坂戸　朱美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１８０号
東京都港区三田３丁目４－６―703
債務者　三橋　　渉
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１８１号
東京都練馬区大泉町５丁目23―３―503
債務者　武田　和生
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１８２号
神奈川県座間市栗原中央１丁目32―24―202
債務者　秋元　　竜
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１８９号
埼玉県桶川市鴨川１丁目９－８　パナハイツアーバン榎本Ａ―101
債務者　菅原　正昭
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部